

令和3年9月10日

令和3年度第6回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年9月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所浪岡庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和3年9月10日（金曜日） 午後1時49分

4. 議案

- 議案第227号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第228号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第229号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第230号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）

- 報告第149号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第150号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
 報告第151号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	16番 野口 友子	17番 福士 修身
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8番 齊藤 光朗	12番 長野 英雄	18番 安田 昌樹
----------	-----------	-----------

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	加藤 文男	事務局 次長	竹内 芳
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	長谷川 亘	主 幹	工藤 武
主 査	山内 武志		

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、青森市農業委員会令和3年度第6回月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中現在15名が出席しております。以上でございます。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様をお願いいたしますが、新型コロナウイルス対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。13番中村美喜雄委員、14番成田貴吉委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第227号を議題といたします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が4件、使用貸借権の設定が2件です。個別の内容については、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由について、譲渡人または貸主については労力不足のためであり、譲受人または借主については経営規模の拡大などの理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。ご質問、ご意見のある委員はどうぞ発言ください。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(豊川明子委員 遅れて入場)

○議長（福士修身会長）

次に、議案第228号を議題といたします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区での農地転用を目的とする農地法第5条の転用許可申請が1件です。それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案

第 228 号関係資料①と記載している資料をご覧ください。申請番号 78 番案内略図は①で申請地は 1 筆、譲受人は記載のとおり、譲渡人は 2 名で持ち分 2 分の 1 ずつの共有で、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。2 ページ目が許可申請書で、転用の目的に農機具置場と記載されていますが、具体的な内容はトラクター等の農業機械を扱う中古の農機具置場で販売用の物の一時置場というものです。3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図です。今回の申請が中古農機具の買い取り、販売等に利用するためのもので、土盛りを行い、農機具置場及び作業場等として利用する計画です。6 ページ目は隣接する土地への土砂等流出防止のため施工する土留め工事の計画です。7 ページ目の農地転用計画書には、転用の目的のほか、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、転用する面積を必要とする理由等が記載されております。そして、8 ページ目及び 9 ページ目が土地登記簿謄本、10 ページ目が転用目的である中古農機具の販売等に必要となる古物商の許可証の写し、11 ページ目は同意書です。当該農地は土地登記簿謄本に記載のとおり、平成 30 年に青森市が差押えしている土地であります。今回、所有権移転を伴う転用許可申請を行うにあたり、債権者である青森市からの転用許可申請の同意を確認するため、許可権者である県に確認した上で、この同意書を提出していただいたものであり、農地転用許可申請にあたっては農地法の手続き上問題ないという県からの回答をいただいております。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず、立地基準でございますが、申請地は、水管、下水管が埋設されている幅員 4 メートル以上の道路の沿道にあり、かつ、案内略図に示しているとおおり、おおむね 500m 以内に野木和保育園及び油川市民センターがあります。これにより 2 つ以上の公益的施設、公共施設等が存在する農地ということになり、農地転用が原則許可となる第 3 種農地の要件に該当すると判断しています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。ご質問、ご意見のある委員は述べてください。

○9 番（澤田今日一委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、澤田委員どうぞ。

○9 番（澤田今日一委員）

9 番澤田です。この件について、雨水は地下浸透させると書かれておりますが、機械を置くということは、油が漏出する可能性があると思われます。資料を見ると結構な数の機械を置く計画ですけれど、油の漏出を止める対策が何も書いておりませんので、冬期間の雪などはどうなるのか疑問です。建物の中で管理するなら良いのですが、外に置いて油が漏出した場合、周囲の農地への影響はどうなるのでしょうか。

○議長（福士修身会長）

事務局、お願いいたします。

○10 番（堤武久委員）

10 番堤です。

○議長（福士修身会長）

堤委員、先に事務局のご答弁をお聞きください。

○10 番（堤武久委員）

はい。

○事務局

機械からの油の漏出の件につきましては、作業スペースで作業する際は油が漏出する事も想定して地下に浸透しない処置を行う計画であり、農機具置場に関してもそのような可能性がある部分は同じような処置をすると伺っております。

○9 番（澤田今日一委員）

私の考えであれば、砂利を敷かずに油が漏出しない処理をするということは、コンクリートを敷いて外部に出ないように U 字側溝を入れるのではないかと思いますのですが、この計画だと、ただ土の上に無造作に機械を置くという感じで読み取られます。更に、砂利を敷かない計画なのに油の漏出については留意するとのことですが、具体的な計画が一言も書かれていないので疑問に思いました。

○10 番（堤武久委員）

10 番堤です。澤田委員の話に関連するのですが、中古の機械は特にですが、雪が降ったりすれば溶けた雪と一緒に油が漏出します。それらを永久に沈殿させるという事であれば、必ず周囲の農地に影響があると思います。付近に下水道管が入っているのであれば、舗装してそこに沈殿させて下水道管に流す。そのような方法を事務局から要望をしてみたらどうですか。

○9 番（澤田今日一委員）

要望というか、そういった指導をしなければなりません。油の影響がありそうなら、対策をしなければ許可しないというくらいには。

○10 番（堤武久委員）

そうですね。そういった指導をしなければならないと思います。

○議長（福士修身会長）

それでは澤田委員と堤委員の質問について、同様の内容ですけれども事務局のご答弁をお願いします。

○事務局

委員からご質問のあった部分を含めて、事前に許可権者である県にこの計画で許可が出る見込みがあるかどうか確認したところ、油水分離槽等の施設や側溝につきましては、現段階では不要という回答をいただきました。また、申請者からは、周囲の農地に被害が及ばないように注意して作業を行うという回答がございましたので、事務局としては申請を受理いたしました。

○9 番（澤田今日一委員）

はい、議長。

○議長（福士修身会長）

はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）

やはり油が漏出するおそれがあるわけですね。それなのに県はその対策を求めないのであれば、油が漏出した際は誰が責任を取るのでしょうか。許可を出すときは、きちんと対策を行うよう条件をつけないといけないと思います。その対策を行ったからといって絶対に油が漏出しないわけではないかもしれませんが、そういった対策をきちんと行って影響が出ると、対策を行わないで影響が出るとでは、全く意味が違うと思います。

○議長（福士修身会長）

ただ今の質問について、事務局と話が噛み合わない部分もありますので、この件の扱いについていかがいたしますか。例えば1ヶ月保留して、この部分を再度確認してから審議するなど考えられます。

○9 番（澤田今日一委員）
議長、よろしいですか。

○議長（福士修身会長）
はい、どうぞ。

○9 番（澤田今日一委員）
今までも別の地域で産業廃棄物や不法投棄などの話があったと思いますが、農業委員会は反対したけれど、結局は県が許可を出したと思います。それで、問題が大きくなれば税金で処理をする、これも規模は小さいけれども似たようなものではないのでしょうか。許可を出してしまっただからだと何も言えないので、その前にしっかりと指導してから許可出す、そのような形を取らなければならないと思います。

○議長（福士修身会長）
この場で良し悪しの結論は出すことができないと思うので、委員の意見を付して県へ送付するというところでよろしいでしょうか。
はい、事務局。

○事務局
ここで審議いただく内容は、許可するかしないかではなくて、この許可申請に対して農業委員会としてどのような意見を付すのかというものです。ただし、皆様の意見を集約して県に送付したとしても、許可とするか不許可とするかは県の判断となります。また、農地転用申請の事務処理につきましては標準処理期間が定められていますので、来月に再審するのは不可能です。ですので、この場で条件を付すなどの意見を決定していただければと思います。

○議長（福士修身会長）
それでは、そのようにいたします。ただいま事務局から、あくまでも許可するのは県であり、ここでは良し悪しの判断ではなく、申請に対する意見を付して県に送付するという意見がございましたけれど、他に意見ある方いらっしゃいますか。
はい、堤委員。

○10 番（堤武久委員）
10 番堤です。許可に関して農業委員より先に県が判断するものなのであれば、実際のところ農業委員会は必要ないのではないのでしょうか。申請地の地域にある農地だから地元の農業委員会が関わらなければならないと思うし、県より先に農業委員会の月例総会で判断を仰ぐのが順序なのでないのでしょうか。私はそう思いますけれど、皆さんはいかがですか。

○議長（福士修身会長）

転用申請に関する案件は、農業委員会の月例総会で賛成あるいは反対の意見を付して県に送付するものであり、この月例総会で許可を出すわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

はい、澤田委員。

○9番（澤田今日一委員）

それでは、油を外部に漏れないような対策を講じること、という条件を付して県に送付していただきたいと思います。

○議長（福士修身会長）

わかりました。他にご意見ある方おりませんか。

はい、事務局次長。

○事務局次長

ただいまご意見いただいた油への配慮の部分につきましては、配慮が足りないということで県にお伝えいたしますが、今後このような案件があった場合、特に油が漏出した場合の対策等も念頭において事務処理を行いたいと思います。

○議長（福士修身会長）

それでは、本案については、澤田委員からの意見を付して県知事に送付したいと思いますが異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第229号及び230号は関連がありますので一括審議の議題といたします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が1件、利用権設定が4件の合計5件であります。個別の内容につきましては、所有権移転の案が5ページ、利用権設定の案が6ページから

8 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより、8 ページの利用権設定申請番号 352 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。ご質問、ご意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、当該案件は決定といたします。豊川明子委員を入場させてください。

(豊川明子委員 入場)

○議長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く案件について審議を行います。ご質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く案件について、当該計画等のおり決定する

ことにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。
次に、報告第 149 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 6 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(福士修身会長)
報告第 150 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 22 件で、そのうち 11 ページの 319 番から 16 ページまでの 20 件が同一の法人が借受けている農地の解約ですが、当該農地については別の借受人への受け手変更が予定されていることによる解約です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）

報告第 151 号を議題とします。事務局より説明を求めます。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 2 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

続いてその他に移りますが、事務局から何かありますか。

（前回の月例総会で安部委員から質問のあった新規就農者に関する調査について）

（農地利用最適化業務活動日誌の提出について）

（農業委員会事務局執務室の移転について）

（次回の月例総会は 10 月 11 日（月）午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和 3 年度第 6 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。